～介護保険事務所からのお知らせ～

介護保険料を滞納すると･･･

災害その他特別の事情がなく介護保険料を納期限まで納めない（滞納）でいると、滞納している期間に応じて次のような措置が講じられますので忘れずにお納めください。

①1年以上滞納している場合（償還払い化）
介護保険サービスを受けたときの自己負担が通常1割のところ、一旦サービス事業者に10割（全額）を支払い、後日保険者への請求により9割相当分の払い戻しを受けます。

②1年6ヶ月以上滞納している場合（一時差止）
①により払い戻しされることになっている費用を一時差し止められたり、住宅改修費や福祉用具購入費に係る給付費も一時差し止めになります。
さらに滞納が続くと、差し止められた給付費から滞納保険料が控除されることがあります。

③2年以上滞納している場合（給付額減額）
滞納している期間の長さに応じて、自己負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなることがあります。

◎満65歳になられた方の保険料は、すぐには年金から特別徴収（天引き）できませんので、当分の間納付書で納めていただきます。
◎納め忘れを防ぐために便利な『口座振替』をご利用ください。手続きは各市役所・町役場窓口や介護保険事務所、各金融機関（秋田ふるさと農協金沢支店を含む）でできます。

◇◇一人ひとりの保険料は、介護保険（老後の安心を支えるみんなの制度）の大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。◇◇

■問合せ:介護保険事務所　保険指導班
TEL0187（86）3911

秋田県地方分権推進フォーラム 秋田で元気に！ ～分権時代の地域づくり

分権型社会の主役は地域の皆さんです。秋田を元気にしていくために、地方分権について一緒に考えてみませんか!参加は無料です。

■日時:2月7日（日）12:30～
■会場:秋田ビューホテル　4階　飛翔の間
※付近の駐車場は混雑が予想されます。ご来場の際は出来るだけ公共交通機関をご利用ください。
■内容:【講演】講師:宮崎県知事　東国原英夫
【パネルディスカッション】

コーディネーター:	
読売新聞東京本社編集委員	青山彰久
パネラー:	
国際教養大学教授	勝又美智雄
横手ひらかNPOセンター理事長	千田謙蔵
秋田エンパワPLACE･06理事長	松葉谷温子
秋田県知事	佐竹敬久

※講師及び演題等は都合により変更になる場合がありますので、予めご了承ください。
■定員:500名（定員になり次第、締め切り）
■申込期限:2月1日（月）
■申込方法:FAX･電話等で申し込みください（県HP「美の国あきたネット」に申込用紙を掲載しています）。
■申込･問合せ:県分権改革推進室
TEL018（860）1085　FAX018（860）1056

2010年世界農林業センサスにご協力ください

平成22年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2010年世界農林業センサス」が実施されます。
この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。
1月中旬から農林業を営んでいる皆様のところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。
■問合せ:仙北市企画政策課
情報統計係　TEL（43）1112

第5回仙北市新春書き初め大会作品展示

1月6日に開催される新春書き初め大会の作品を次の期間･会場で展示いたします。
■期間:1月8日(金)～18日（月）
■会場:平福記念美術館
■問合せ:角館公民館
TEL（54）1110

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

「時間額632円」　秋田県最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、労使合意の上であったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反で処罰されます。
詳しくは秋田労働局賃金室
TEL018（883）4266